

mediation の在り方について

石川 明

mediation の在り方について

- 一 序説——本稿の目的
- 二 序論的考察
 - 1 post structuralism による紛争解決制度の変革
 - 2 中立・不偏主義から後見主義への推移
- 三 mediation の基準
 - 1 はじめに
 - 2 mediation service の紛争解決基準
 - (1) mediation 手続において配慮すべき事項
 - (2) mediator 選任のガイドライン
 - (3) mediator に対する信頼と不利益利用の禁止
 - (4) 利害対立の開示義務、mediation の正当性の保護
- 四 評価
- 五 結語

一 序説——本稿の目的

私はかねてより調停が基本的に法規範を根底にすえるべきものであって、「条理にかなない実情に即した」紛争解決というものが法から何処まで乖離できるかという問題があることを指摘してきた。調停が court annexed ADR であり、court annexed である以上、それは初めから法から乖離することを根底におく紛争解決であってはならないはずであると私が考えていることはしばしば述べた通りである。court に annex されていない ADR にあっても、その理は同一であると考えるが（そしてそのために日本の各種 ADR にあっては自主的に法曹有資格者を必ず含めるように配慮していることは高く評価されてしかるべきである）、他の ADR 以上に調停の場合、基本的にみて紛争解決基準の法律拘束性は当然のこととして要求される。ADR における紛争解決について基本的に法律拘束性を根底におきながらも、法律からの乖離性、換言すれば delegatization とか具体的事実的妥当性とかいうものは、何故そしていかなる範囲で必要とされるのであろうか。この問題を探究するにあたって以下若干の考察を試みたい。特に ADR における法律乖離性の根拠について我が国において和の精神とか当事者の納得づくの真の紛争解決性、紛争解決の具体的妥当性等々が指摘されてきたが、それらをもってその根拠を説明しきれぬものかどうかに関心のある問題である。

なお本稿を執筆するにあたって、ニュージーランドの Waikato 大学の ロー・スクール、シニアレクチャラーである Richard Cohen, "Mediation Standard", Australian Dispute Resolution Journal, 1995, February, p. 25 が参考になった。Cohen 氏の論文にいう mediation は我が国の調停すなわち court annexed mediation のほか、その他の mediation をも含めて mediation 一般を対象としたものであり、本稿では用語として原語のまま mediation を用いることにする。

我が国の調停は、裁判における紛争の法的解決とは若干乖離することが認められる紛争解決手続であることについて

て争いはない。このことはその他のADRについても一般的にいえることである。裁判にあっては法という紛争解決基準があるのに対して、調停にあっては我が民事調停法一条に「条理にかなない実情に即した」解決という極めて抽象的な紛争解決基準が示されているにすぎず、それは決して具体的な基準であるとはいえない。紛争解決の安定性という観点からみてこの点に問題が感じられる。特に解決事例集が公刊されていないという事情がその問題性に拍車をかけている。調停における紛争解決基準の設定は調停理論及び調停者の実務感覚の双方から検討されなければならない問題であるといえよう。調停を含む mediation 一般における紛争解決の具体的妥当性という観点からみて法からの乖離をどの程度にとどめるべきであるか、その展望が望まれるところである。法からの乖離ばかりではない。理論的にはともかくとして、場合によっては現実に事実上、事件解決という要請が先行して、紛争解決の内容それ自体が客観的中立性から乖離することがあるということも考えられるであろうし、客観的基準（法ではなく法と乖離した調停のための客観的な基準）から如何なる範囲で乖離し得るかという点も問題になるかもしれない。そこで常に注目されなければならないことは、社会における平均人の生活規範であり、常に推移しつつある生活規範の変化である。いずれにしても極言すると、mediation というのは、一方で基本的に法律に拘束されつつも、他方では、mediator を (win-lose perspective / 勝≡敗的配分) から (win-win perspective / 勝≡勝的配分) に変化させるような、基準を具体化することが必要なのではないかと考えられる。このような基準にしたがって紛争を解決することによって、mediation はこれまでも具体的事件に即した正義のシステム (an individual-oriented justice system) を支え続けることができたともいえるのである。

ところでかかる観点から紛争解決基準を建てるにあたって現在の mediation の存在意義を考えておくことが有益であるものと思われる。

二 序論的考察

1 post structuralism による紛争解決制度の変革

すなわち mediation 理論は英米にあっては、post structuralist の中から又は post modern world において、生まれてきたものである。structuralism というのは真実又は真実を構成する事実を最も大切な探究対象とみる考え方である。これに対して、post structuralism によって mediation の実務は事実とは過去の事実には必ずしもこだわらないという見解を発展させたといえようか。mediation 手続の中で事件は発展的に、換言すれば、過去・現在・未来を総合的に評価されることになる。narrative な mediation の実務は、mediation 事件をそれ自体としての発展性を展開することになるのである。そこでは、mediator は当事者と並んで事件の構成及び発展について共同的展開者になるとみるのである。⁽¹⁾

post modernism は以下のように述べている。すなわち、「デカルトの時代からはば三五〇年間始ど、人はすべての問題について、理性的解決(rational solution)を発見することができると信じてきた。しかし、人々は、複雑に絡み合った人間の問題を理性的思考(rational thought)だけで解決することができないと信じるようになった。専門家だからといって、事態を認識しうるわけではないし、決して十分知ることもできない、その結果、専門家はその助言から引き出された結果に責任をもつことができないものではないのである。いかなる解決が自らにとって正しいかを決定しなければならぬ者はまさに事件の当事者自身である。当事者は専門家の助言を利用することはできるが、それは決断するための十分とはいえない基礎にすぎない」といわれているのである。⁽²⁾「mediation 理論の機能語(operative word)になるのは、transformation(変革ないし発展)discourse(脱ノース)co-creating(共同的創造)co-construction(共同的構築)healing(和解すべし)understanding(理解)validation of diversity(相違の確認)等々の概念である。」「人

の面での思考変革 (personal transformation) は、従来、牧師、心理学者、カウンセラー及びその他の補助的職業人 (helping professionals) の仕事とされてきた。これに対して社会のなかでの変革 (social rablic of transformation) は、政治学や判事の役割とされてきた。双方の変革 (transformation) は共に現在 mediation の手続により行われている。⁽³⁾ 共同構築的変革手続 (co-constructed transformative process) は、mediator によって mediation 手続という社会的レベルでも行われつつあるのが現状である。この十年間 DR 及び ADR の本質は双方勝利 (win-win) または双方獲得 (mutual gain)、問題解決 (problem solving)、中立 (neutrality) 及び不偏性 (impartiality) にあるといわれてきた。⁽⁴⁾ この点で ADR の A は “alternative” ではなく “appropriate” であるといつてもよいとする見解もある。⁽⁵⁾

“alternative” は dispute resolution の内容を示すものではないが、“appropriate” は dispute resolution の内容の適切性を示すものであって、ADR が “transformative justice” と呼ばれるのにふさわしい表現なのかもしれない。前記の諸原理は、他方では評価されるべき目標であったし、現在も評価すべき目標である。

競争的で高度個人主義的なアドバーサリー的世界 (competitive and highly individualistic adversarial world)、中立性 (neutrality) 及び不偏性 (impartiality) の概念からのなにほどの軌道修正は、ADR の促進的要素であるが、右諸要素は、伝統的司法のパラダイムから借用され今日、依然として mediation の要素を形成しているものなのである。

2 中立・不偏主義から後見主義への推移

Texas 大学 Austin 校法学部の入口の門戸の上に “That they may truly and impartially administered justice” と刻まれているそうである。しかし、客観的に事実を確定し法判断をする裁判官のような mediator というものは凡そ考えられない。⁽⁶⁾ 実務に携わっている mediator は、この種の mediator がある種の神話 (myth) であることを知っている。そうではあっても mediator は自らが実務に当たって中立・不偏であることを自ら認め且つ当事者にも中立不

偏であると語るのが常である。mediator が現実にはそう行動しないことは多くみられることとはいえ、一般の正当な見方によれば、mediator の本来の役割は、当事者の理解を援助し、紛争の可能な解決を探るということであり、当事者を専ら中立不偏の立場で感化することではなかったし、現在でもそうであっては、ならないとされているのである。

訴訟の win-loss system から mediation の win-win system 又は mutual gain system に system が変化したとしても、その変化と、mediation における adversary system とは必ずしも矛盾するのではないのである。adversary system をとりついても、相対に mediator が後見的に当事者の攻撃防御に介入することによって mediation の適切な運用が可能になる。純然たる adversary system が mediator の後見的介入を一切排すると考える者は mediator に向かないであろうし、さりとて、adversary system を頭から放棄してしまうことは mediation における真実の探究を困難にするし、労力の浪費をもたらすであろうし、また当事者責任の原則にも反するであろう。

「例えば過去三百年間における個人主義の偉大な成功は、社会に対する人の要求を抑圧することによってのみ達成されてきた(弁論主義、個人責任の原則＝訳者注)。そして個人主義のこの時代は、社会に対する抑圧された要求に秘められたエネルギーが再び育ち得るようになった時にのみ止むことになるであろう(裁判所の後見的介入＝訳者注)」。伝統的 mediation は当事者二名と一人の mediator 構成の三者型で行われてきた。この型は原告・被告・裁判官という裁判モデルにならったものである。この個人主義的モデルは西欧型文化を反映するもので、個人主義に基づくものであるが、権利保護が個人の力に依存するという命題は必ずしも十分に信頼に値するものではない。権利保護に対する個人の責任を両当事者につき同一視することは誤りであるからである。すべての者はその権利を望むものの、この責任から生じる結果を単純に承認しようとはしないからである。

責任や義務を重視する司法制度の失敗は、司法の責任を mediation process に移し変える結果になった。このこと

はパラダイムを応報的司法 (retributive justice) —— 自らの責任において不利益を負担する司法ないし個人責任的正義から社会を活性化させる後見的司法 (restorative justice) に変えるという結果をもたらしたのである。

三 mediation の基準

1 はじめに

mediation は近時急速に発達したものであるが、反面この時代に、ADR の実務に対して批判もなされるようになった。第一に、mediation は、個人の権利の犠牲にして、紛争の相対的解決をはかる手続 (a process which is basically relationally-oriented) に過ぎないのではないかという批判がなされた。⁽⁸⁾ 第二に、mediation が欠陥司法制度を支えつづけるといふまかし (manipulative) にすぎないとする批判がある。⁽⁹⁾ 更に第三の批判は権利保護 (empowerment) という表現の目標は実は弱者及び被抑圧者のための権利剥奪につながる手続の虚飾に過ぎないとするものなどがこれである。⁽¹⁰⁾

mediation というものをもっぱら紛争解決手続としてのみ捉えんとする限りでは、特に第一、第二の批判は当たっている点がないとはいえない。win-lose のシナリオから win-win のシナリオに変えることによって事実第一のような批判が当たらないわけではない。第三の批判も当たっている面がないではない。例えば両当事者間に力の不均衡 (power imbalance) があって且つ mediator が受け身のないし純消極的立場をとる場合、強者が弱者を圧する結果になることは目に見えている。これらの批判に対応するためには、第一に mediator がそれに対処しうるだけの能力を具備することが必要である。ここでは mediator の資質が問題とされることになる。第二に、紛争解決制度は当該社会の文化的発展度を反映するものである。したがって他方で mediator のために mediation の基準 (mediation stand-

ards)を設定することが必要である。⁽¹¹⁾

そこで前記Cohen氏はWaikato mediation services について簡単なものではあるが各種文献を総合してCode of Ethics and Standards を2に示すように設定している。mediation services の standards としては参考になるので以下それを紹介し若干の私見を述べたいと思う。

2 mediation service の紛争解決基準

(1) mediation 手続において配慮すべき事項

a mediation の目的は、mediator 及び対立当事者による共同作業として(i)主張を異にする対立当事者間の相互理解を促進すること(相互理解の促進)(ii)主張の対立を解消するために可能なすべての解決案について十分検討し、両者の対立する主張を調整すること(調整可能な解決案の提示と討議)(iii)対立主張調整のための有用なすべての交渉ができる環境を作ることにある(討議の環境づくり)。

mediation の手続にあつてはしばしば職権による手続指揮(mandatory)が行われるが、解決それ自体が強制的なものであつてはならない(not mandatory)。mediation の解決は両当事者の誠実(good faith)とmediator の能力によつて両当事者がフェア且つ正当な解決(fair and just solution)をはかるものでなければならぬ。

b mediation はmediator 及び両当事者の協力と信頼に基づくものでなければならぬ。mediator はmediator の手続が両当事者に手続権を保障する(empowering)ものであり、mediator をも含めて手続を支配(dominate)するものではないことを保証する義務がある。両当事者は期日以前又は以降にも各別にmediator と面談し(before or after meeting together)自らの主張を述べる機会を与えられなければならない。mediator が両当事者間に力の差(a power imbalance)があると考えれば、この格差を解消するために弱者たる当事者に積極的に助力すべき義務を負う。

互角に主張を提出する機会の保障が必要である。

c 紛争状態にあるとき、mediator は暴力行使の可能性並びに当事者の安全に常に配慮しなければならない。例えば、暴力に対する対処方法及び mediator の訓練のためのしかるべき要項を作成することが必要である。

d mediation の期日 (session) の構成と指定使用言語、出席者 (カンセラーや弁護士等を含む職業的アドバイザー)、期日に適用されるべきガイドライン、及び調書 (guide lines and protocols) 等は、当事者と mediation の一致した意見により定められる。mediation の手続の中で両当事者は、自由に自らの職業的アドバイザーの助言を受けることができるものとしなければならない。場合によっては mediator は当事者に弁護士、カンセラー、会計士、専門技術者等職業的アドバイザーの助言を受けるよう勧めることができる。

e mediation 手続は、信頼と開示 (trust and openness) に基づくものであるから、いかなる情報や書面が当事者の理解を促進するのか、いかにしてその種の情報や書面を入手し得るかという点で必要な限りで mediator が当事者を補助することが重要である⁽¹²⁾。

(2) mediator 選任のガイドライン

a mediator になるには、特別な資格 (degree) を必要としないが mediator は高レベルの理論的及び実務的訓練を受ける必要がある。mediator は以下の作業の能力を具備しなければならない。当事者間に理解を生み出す能力、情報収集能力、コミュニケーションの容易化、情報の他方当事者への伝達能力、情報分析能力、合意の促進能力等々。これらの職務進行のため、mediator は以下の点で技術水準を高める必要がある。すなわち、創造性 (creativity)、感情移入 (empathy)、理由づけ (reasoning) 強い感情を処理する能力 (ability to deal with strong emotion)、分析力 (analyzing)、問題解決能力 (problem-solving)、読解力 (reading comprehension)、書面作成能力 (writing)、口頭又は非口頭のコミュニケーション (verbal and non-verbal communication)、インタビュー (interview)、感情的安定性及び成

熟性 (emotional stability and maturity) 、感性 (sensitivity) 、清廉性 (integrity) 、価値認識性 (recognising of values) 、組織力 (organising ability) 、等が⁽¹³⁾挙げられる。

b mediator は、mediation の対象たる紛争の生じる各分野の理解に必要な一般的知識をもつことのできる者でなければならない。その一般的知識は、法律、心理学、社会学、コミュニケーション、政治、人類学、建築その他 mediation を必要とする領域における一般的且つ近時の知識に及ぶものでなければならない。

(3) mediator に対する信頼 (confidentiality) と不利益利用の禁止 (privilege)

a mediator は、mediation を mediator に対する信頼の上に立って行うものであるから、①当該事項が既に公知である場合又は当事者の同意のある場合を除いて、mediation の過程で得た知識を公開してはならない。その唯一の例外は、mediator が mediation 手続の中で得た知識であって、人の生命、健康、安全が危険に晒される、あるいはその可能性があると考えられる場合である。この場合信頼の原則は適用されない。且つかかる場合、mediator は、この種の情報の提供者に対してその同意を得るように努め、被害を予想される者と情報公開の方法を協議する必要がある⁽¹⁴⁾。

b mediator において行われるすべてのコミュニケーション及びネゴシエーションは、「不利益を与えない」 (without prejudice) ものでなければならないし、すべての係属中の訴訟又は将来係属すべき訴訟において原則として用いられるべきではない。この特権を与えられるべきものである (privileged)。一般的に又は特別の事項について当事者の合意によって右の特権が放棄された場合はこの限りではない。将来予想される訴訟においていずれの当事者も、原則としてこの特権の認められている討議ないしネゴシエーションを援用してはならない、mediator に情報提供を要求してはならない。いずれの当事者も mediator のノートに接近することはできない、mediator を訴訟において証人として呼出すこともできない⁽¹⁵⁾。

(4) 利害対立 (conflicts of interest) の開示義務、mediation の正当性の保護 (safeguard integrity of the process)

a mediator は当事者に対して、紛争について当事者との間でなした個人に関する、職業に関するまたは財産に関する重要な交渉 (dealings) を開示する義務を負う。この開示は、mediator が mediator として行動することを妨げようとするものではないから、この重要な交渉内容の開示こそ、利害の衝突を生みその結果 mediator が mediator として行動することを妨げる場合はこの限りではない。凡そ当事者は、mediator に mediator としてすべての当事者と重要な問題点でコンタクトしたことを望むがゆえに開示義務が生じる。

b 当事者が、誠実 (good faith) なネゴシエーションをしなかったことによって mediation の手続を濫用していることが mediator に明らかである場合、あるいは当事者が重要な情報を提供しないか、よりよき理解又は解決を達成しようとする意図をもたずにもっぱら何らかの目的外の利益を得ようとして手続を利用するような場合、mediator は mediation を続けることが適切であるか否かを問題にしなければならない。

c mediator 又は当事者が mediation を効果的に続けるために力の不均衡が余りにも著しいことを認めた場合、あるいは当事者が mediation にとり余りにもフェアでないとわれ、その結果、明らかに正義に反し (a manifest miscarriage of justice)、コミュニティの基準 (community standards) 又は職業的知識 (professional knowledge) に反していると思われる結論を提案していると認める場合、mediator は当事者にその事実を告知して、mediation を終結⁽¹⁶⁾することができる。

四 評価

2 (1) a ないし c および e は極めて当然の事項である。d についてはあらかじめ各機関において定められていること

が多いであろう。各事件ごとに手続き内容につき当事者間の合意を求めるというのは、手続の画一的能率的且つ適正処理の観点から問題がある。

2 (2)については、我が国の殆どどの mediation 機関にみられるように法曹実務家を一定の範囲で揃えて、各 mediation 委員会のなかに少なくとも一名は確保することが必要である。その法曹実務家も(2) a bで指摘されている能力を具備するトレーニングを必要とすべきである。

(3) a は民訴法三七、三八条のごとき規定の必要性を説くものであり、その必要は当然のこととして認められなければならない。(3) b も mediation の機能強化の観点から必要である。

(4) a の開示には原則的に賛成できる。b c とも mediation の機能維持という観点から必要である。

5 結 語

私はかつて我が国に存在するADR諸制度が極めて無秩序ともいえるべき形で発生し存在している点から、これらに一定の統一性を与えるためにADR基本法のごときものの制定の必要性を説いたことがある。本稿がその折に多少なりとも役立つことを願っている。本稿は、⁽¹⁷⁾ mediation service の基準のアウトラインを述べたに過ぎない。各項目のより詳細な検討は今後の課題である。

(1) S. Cobb "A Narrative Perspective on Mediation" in J P Foster and T Jones (eds), *New Diversions in Mediation Communication Research and Perspectives* (1994), p. 552.

(2) C. M Moore, "Why Do We Mediate?": *ibid* p. 200.

(3) Fisher and Ury "Getting to Yes" (1982) 44 勝=負的取引態度 (A win-lose positional bargaining posture) か

- ら勝＝勝又は相互利益型という (a win-win or mutual gain interactive bargaining model) 而主張調整的取引モデルへ変化することについて大きな影響力をもっていたといわれている。同書が前記の変化について大きく影響していたことは間違いない処であるが、それは約半世紀前に Mary Parker Follett の提唱した考え方の新たな展開である旨が指摘されている。Follett の考え方の再検討については A M Davis "Im Theory: An Interview with Mary Parker Follett" (1992) 3 ADRJ 7.
- (4) ADR の A は "alternative" ではなく "appropriate" であるという見解があるが、この点については Moore, op. cit., n 1, at p. 195 参照。
- (5) S Cobb, "Einsteinian Practice and Newtonian Discourse: An Ethical Crisis in Mediation" (1991) 7 (1) Negotiation Journal 87 and R D Benjamin, "The Physics of Mediation; Reflection of Scientific Theory in Professional Mediation Practice" (1990), 8 (2) Mediation Quarterly 91 for critiques of objectivity in mediation theory and practice.
- (6) E Sagan, At the Dawn of Tyranny: The Origins of Individualism, Political Oppression, and the State (1985) p. 370; Moore, op. cit., n 1, p. 95; R A B Bush, "Efficiency and Protection, or Empowerment and Recognition? The Mediator's Role and Ethical Standards in Mediation" (1989) 41 Fla Law Rev 253 at 271, n 47.
- (7) See P Bryan, "Killing Us Softly: Divorce Mediation and the Politics of Power" (1992) 40 (2), Buffalo Law Review 441 and T Grillo, "The Mediation Alternatives: Process Dangers for Women" (1991) 100 Yale Law Journal 1545 (1991).
- (8) See L Nader, "Controlling Processes in the Practice of Law: Hierarchy and Pacification in the Movement to Re-Form Dispute Ideology" (1993) 9 (1) Ohio State Journal on Dispute Resolution 1.
- (9) Bryan and Grillo, op. cit., n 6 and see S S Silbey, "Mediation Mythology" (1993) 9 (4) Mediation Journal 349 for a guarded scepticism about the abilities of mediators to deliver.
- (10) この点については Cohen 氏も mediation standards を設定している。その基礎となった文献として以下同氏の列举を引用する。

H Brown and A Marriott, *ADR Principles and Practice* (1993), p. 337, based upon a draft prepared by Henry

Brown for the Law Society's Report on ADR (UK) published in July 1991; New South Wales Law Reform Commission, *Training and Accreditation of Mediators* (1991); *Guidelines for Solicitors Who Act as Mediators* prepared by the New South Wales Law Society, Dispute Resolution Committee and reproduced in H Astor and C M Cinkin, *Dispute Resolution in Australia* (1992), p. 309; *Uniform Standards of Practice for Court-connected Child Custody Mediation for the State of California* (1990) which was approved by the California Judicial Council and went into effect in 1991; *National Standards for Court-connected Mediation Programs* developed as a joint project of the Centre for Dispute Settlement in Washington, DC and the Institute of Judicial Administration in New York City, with the active involvement of an 18-member advisory board comprised of experienced and respected judges, State and local court administrators, mediators and mediation programme administrators, attorneys, academics, evaluators, and officers of professional court and mediation organisations reported in (1993) 31 (2) *Family and Conciliation Courts Review* 160; a review of the *Interim Guidelines for Selecting Mediators* prepared by a group of prominent scholars and practitioners who formed a group called the Test Design Project and published in (1993) 9 (4) *Negotiation Journal* 293; C W Moore, *Code of Professional Conduct* (1982) and published in Moore, *The Mediation Process—Practical Strategies for Resolving Conflict* (1991) p. 299; *Ethical Standards of Professionals' Responsibility for the Society of Professionals in Dispute Resolution* adopted by the Board of Directors of SPIDR in 1986 and published in J M Nolan-Haley, *Alternative Dispute Resolution in a Nutshell* (1992); *Model Standards of Practice for Family and Divorce Mediation* prepared by a subcommittee of the Mediation Committee of the Association of Family and Conciliation Courts (AFCC) in 1984 published in (1985) 8 *Mediation Quarterly* 75; *Standards of Practice for Lawyer Mediators in Family Disputes* prepared by the Mediation and Arbitration Committee of the Section of Family Law of the American Bar Association and approved by the ABA in 1984 and published in (1984) 18 (3) *Family Law Quarterly* 363. In addition to a review of these proposed or adopted codes, guidelines, and standards, He reviewed the following articles: Bush, op. cit., n 5, a series of eleven short articles appearing in (1993) 9 (4) *Negotiation Journal* 293–349 by academics and scholars in the mediation world who review the *Interim Guidelines for Selecting Mediators*; M Shaw, L R Sing-

- er and E A Povich, "National Standards for Court-connected Mediation Programs" (1993) 31 (2) *Family and Conciliation Courts Review* 156; E Norton, W Weiss, I Ricci, and R Fielding, "Development of Uniform Standards of Practice for Court-connected Child Custody Mediation in California" (1993) 30(2) *Family and Conciliation Courts Review* 217; J A Lemmon (ed), *Making Ethical Decisions* (1985) 8 *Mediation Quarterly* 5-107; S C Grebe, "Ethics and the Professional Family Mediator" (1992) 10(2) *Mediation Quarterly* 155; M Roberts, "Systems or Selves? Some Ethical Issues in Family Mediation" (1992) 10 (1) *Mediation Quarterly* 3; J M Haynes, "Mediation and Therapy: An Alternative View" (1992) 10 (1) *Mediation Quarterly* 21.
- (11) 同前註(10) Brown and Marriott, op. cit. n 9 参照。
- (12) Interim Guidelines for Selecting Mediations, op. cit. n 9 at 300-301; Bush, "Mixed Messages in the Interim Guidelines" (1993) 9 (4). *Negotiation Journal* 341 at 345 の註 6 Folgar and Jones, op. cit. n 1, pp. 222-227.
- (13) Brown and Marriott, op. cit. n 9, p. 338. 同前註(12)の mediation codes の註 standards に規定を述べた。
- (14) Ibid.
- (15) Brown and Marriott, ibid.
- (16) Brown and Marriott, ibid.
- (17) 石川明「ADR基本法の制定を」判タ八七九号四頁以下。

【後記】本稿は一九九五年九月オーストラリア・ニューサウスウェルズ州シドニー市の Allen Allen & Hemsley 法律事務所に滞在中に資料の提供をうけて執筆したものである。同事務所の Gaire Blunt 弁護士(オーストラリア mediation 機関 LEADR 会長)、ニューサウスウェルズ州最高裁判所元長官の Sir Laurence Street 氏に mediation について御教示いただいた。右事務所に並びに両氏に感謝したい。